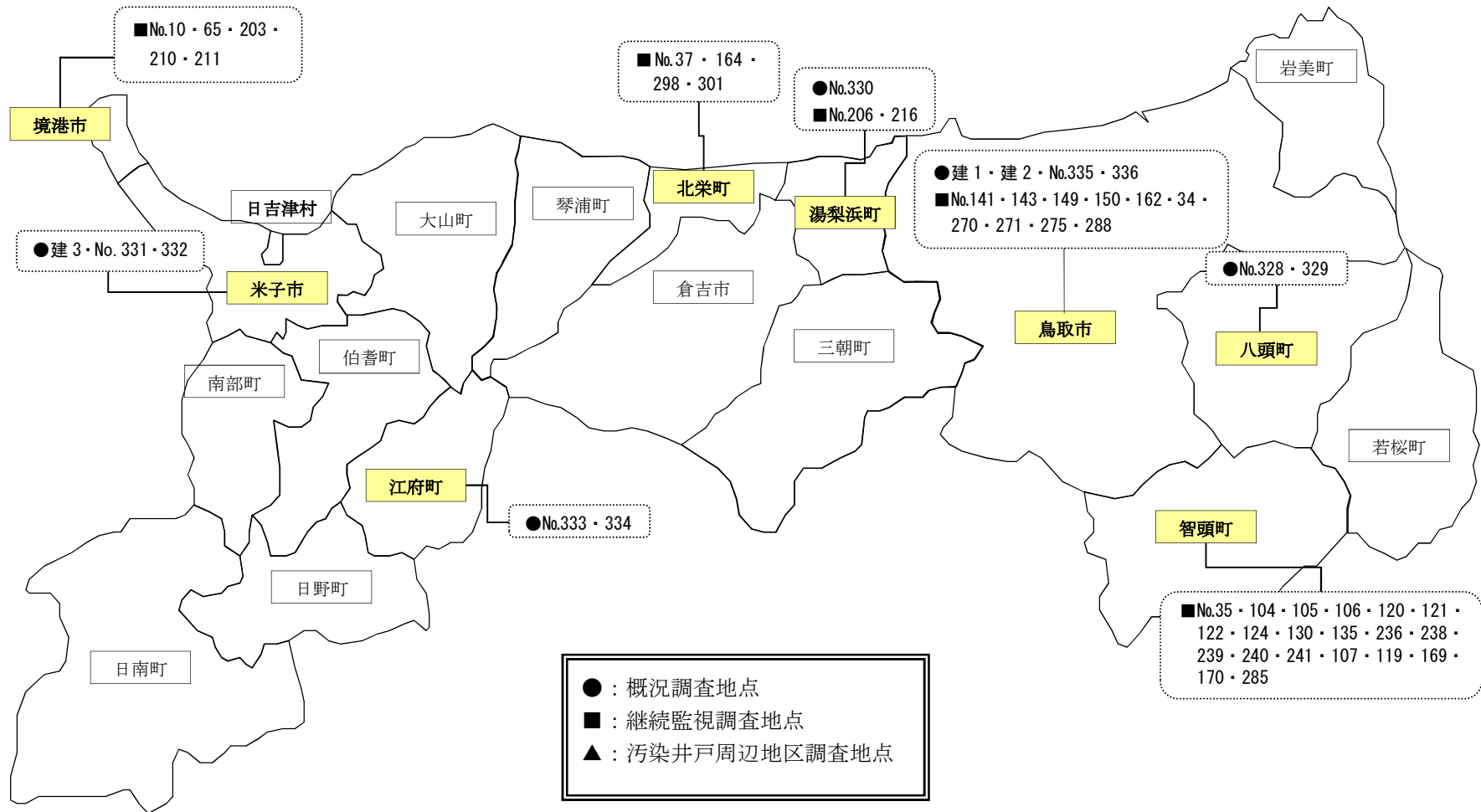


### Ⅲ 関係資料

#### 1 平成25年度 水質測定地点図（地下水）



## 2 環境基準値及び分析方法一覧

項目	基準値	分析方法
カドミウム	0.003mg/1 以下	JIS K0102 55.2、55.3 又は 55.4
全シアン	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3
鉛	0.01mg/1 以下	JIS K0102 54
六価クロム	0.05mg/1 以下	JIS K0102 65.2
砒素	0.01mg/1 以下	JIS K0102 61.2、61.3 又は 61.4
総水銀	0.0005mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 1
アルキル水銀	検出されないこと	環境庁告示 59号 付表 2
P C B	検出されないこと	環境庁告示 59号 付表 3
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	0.002mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1 以下	環境庁告示 10号 付表
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	シス体：JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 トランス体：JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	0.006mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 4
シマジン	0.003mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 又は第 2
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 又は第 2
ベンゼン	0.01mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	0.01mg/1 以下	JIS K0102 67.2、67.3 又は 67.4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	硝酸性窒素 JIS K0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 亜硝酸性窒素 JIS K0102 43.1
ふっ素	0.8mg/1 以下	JIS K0102 34.1 又は 環境庁告示 59号 付表 6
ほう素	1mg/1 以下	JIS K0102 47.1、47.3 又は 47.4
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 7

### 3 報告下限値一覧

項 目	報告下限値 (mg/ℓ)
カドミウム	0.0003
全シアン	0.1
鉛	0.005
六価クロム	0.005
砒素	0.005
総水銀	0.0005
アルキル水銀	0.0005
P-C-B	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
塩化ビニルモノマー	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.004
〔シス-1,2-ジクロロエチレン〕	〔0.002〕
〔トランス-1,2-ジクロロエチレン〕	〔0.002〕
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1
〔硝酸性窒素〕	〔0.05〕
〔亜硝酸性窒素〕	〔0.05〕
ふっ素	0.08
ほう素	0.1
1,4-ジオキサ	0.005